

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1. 地域の災害リスク

参考資料：

島本町地域防災計画

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/bousai/1606.html>

島本町防災ハザードマップ

<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/bousai/16314.html>

(地震の災害リスク)

南海トラフ巨大地震と大阪府下において大きな被害が想定される4つの内陸断層(上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯)について、6つのケース(上町断層帯は断層帯破壊モデルが2ケース)の地震が想定されている。このうち、島本町において最も被害想定の大きな地震は有馬高槻断層帯地震で、最大震度6強と想定される。また平成25年度に府が実施した大規模地震被害想定結果を踏まえ、南海トラフ巨大地震も想定される。

		有馬高槻断層帯地震	南海トラフ巨大地震
地震動	マグニチュード	7.3~7.7	9.0
	震度	5強~6強	6弱
建物被害	全壊棟数	215棟	30棟
	半壊棟数	359棟	343棟
地震火災	炎上出火(3日間)	1件	0軒
人的被害	死者数(超過確立%風速の早朝)	2人	1人
	負傷者数(超過確立%風速の早朝)	217人	43人
罹災者数		2,807人	—
避難所生活者数		815人	2,642人
電力(停電軒数)		890軒	5,514軒
ガス(供給停止戸数)		10千戸	0千戸
水道(断水人口)		1.0万人	3.0万人
通信(固定電話の被災回線)		176回線	2,000回線

(島本町地域防災計画 第1編総則17頁から20頁参照)

(浸水被害)

1. 淀川

国により洪水予報河川に指定されており、洪水のおそれがあるときには淀川洪水予報が出され、水邪法の規定による浸水想定区域が指定されている。淀川水系浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨(淀川の基準地点枚方上流域の24時間総雨量約360mm)による外水氾濫の想定で、町内のJR京都線以南の広範囲に5m以下、阪急京都線以南の一部高浜地域に5m以上の浸水が予想されている。

2. 水無瀬川

府により水位周知河川に指定されており、洪水による災害の発生を特に警戒すべき推移として避難判断水位が設定され、これに到達したときには町に通知がなされる。概ね1,000年に1回程度起きる降雨(水無瀬川流域の24時間雨量1,050mm)での外水氾濫による浸水の想定で、河道以北からJR京都線以南の広範囲で5m以下の浸水が想定されている。

(島本町地域防災計画及び島本町洪水・土砂災害ハザードマップ参照)



(感染症) 新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国のかつ急速まん延、島本町民の生命や健康、生活及び経済に重大な影響を及ぼす恐れがある。

(土砂災害) 島本町地域防災計画によると、町域に54箇所の土砂災害特別警戒区域が点在しており、集中豪雨等の影響を受けて、土砂災害が生じる恐れがある。

(島本町地域防災計画 第2編災害予防計画書24頁及び島本町洪水・土砂災害ハザードマップ参照)

その他想定した主な災害は、大規模火災、危険物等災害、交通災害があり、各災害が複合的に発生する可能性も考慮している。

## 2. 商工業者の状況

- ・商工業者数 610者 (平成28年経済センサスデータによる)
- ・中小企業者数 550者 (平成28年経済センサスデータによる)
- ・小規模事業者数 401者 (平成28年経済センサスデータによる)

## 3. これまでの取組

### 〈 島本町の取組 〉

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・防災士の育成
- ・各種ハザードマップ等による意識啓発
- ・新型コロナウイルス感染症への対応

### 〈 島本町商工会の取組 〉

- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・大阪府火災共済と連携した損害保険への加入促進
- ・大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画 (BCP) 策定支援
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

## ② 課題

- ・現状では緊急時の取組にかかる島本町と島本町商工会との具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。
- ・島本町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。

## ③ 目標

実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ3,000事業者

- 令和5年度：600事業者
- 令和6年度：600事業者
- 令和7年度：600事業者
- 令和8年度：600事業者
- 令和9年度：600事業者

- ・ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

④ その他

島本町商工会の事業継続計画の有無：無

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～ 令和10年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

島本町地域防災計画に基づき、島本町商工会と島本町の役割分担、体制整理をし、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

1) 事前の対策

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや災害時の防災情報についての理解促進、新型インフルエンザ感染症等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

b) 小規模事業者に対する事業者BCP策定支援

- ・ 大阪府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・ 連携する損害保険会社の協力を得て、同社が提供する簡易版BCP様式での策定支援
- ・ 連携する大阪府商工会連合会の協力を得て、同連合会が提供する事業継続計画（BCP）策定支援を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・ 事業所巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を把握する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、島本町と島本町商工会との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

e) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の策定

- ・ 島本町商工会は令和7年度末までに事業継続計画を策定する。

f) 関係団体等との連携

- ・ 連携協定を結ぶ損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保

険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼、セミナー等の共催。

g) フォローアップ

島本町防災担当部局（総務部 危機管理室）・商工担当部局（都市創造部 にぎわい創造課）と島本町商工会とで、当計画に進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年1回以上設ける。

2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を島本町商工会と島本町で共有する。）
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」等が出た場合は、島本町における感染症対策本部設置に基づき島本町商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・島本町商工会と島本町の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命を感じる降雨状況の場合は出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し3日以内に情報共有する。  
※被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡がとれない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により島本町商工会と島本町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間～2週間	2日に1回共有する
2週間～1か月	3日に1回共有する
1か月後	1週間に1回共有する

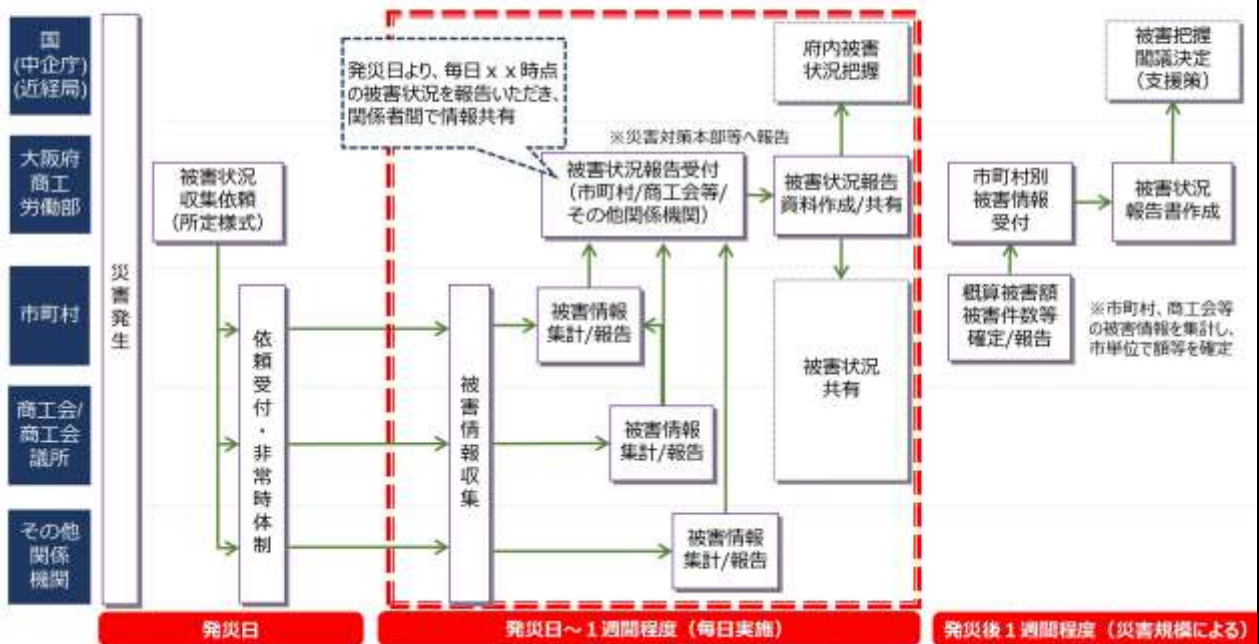
### 3) 発災後における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて当会又は当町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて島本町商工会又は島本町より大阪府へ報告する。

## 被害状況報告フロー

### ■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



### 4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、島本町と島本町商工会で相談・決定する。（島本町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、島本町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

6) その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府に報告する。

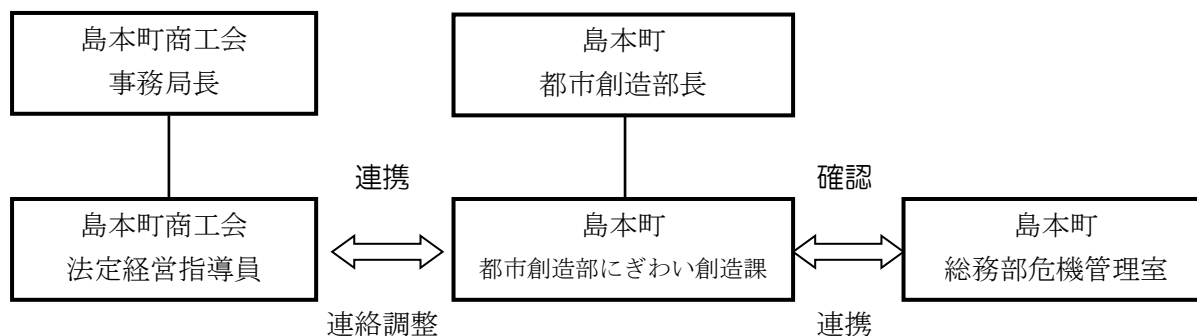
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 川島 和也（連絡先は（3）①参照）

経営指導員 小松 千浩（同上）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

島本町商工会

〒618-0021 大阪府三島郡島本町百山4番1号

TEL：075-962-5112 FAX：075-962-0230

E-mail：shimasyo@silver.ocn.ne.jp

②関係市町村

島本町 都市創造部 にぎわい創造課

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL：075-962-2846 FAX：075-961-6298

E-mail：nigiwai@shimamotocho.jp

島本町 総務部 危機管理室

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

TEL：075-962-0380 FAX：075-962-0370

E-mail：kiki@shimamotocho.jp



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【島本町商工会】

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ チラシ発送費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、島本町補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【島本町】

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	0	0	0	0	0

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

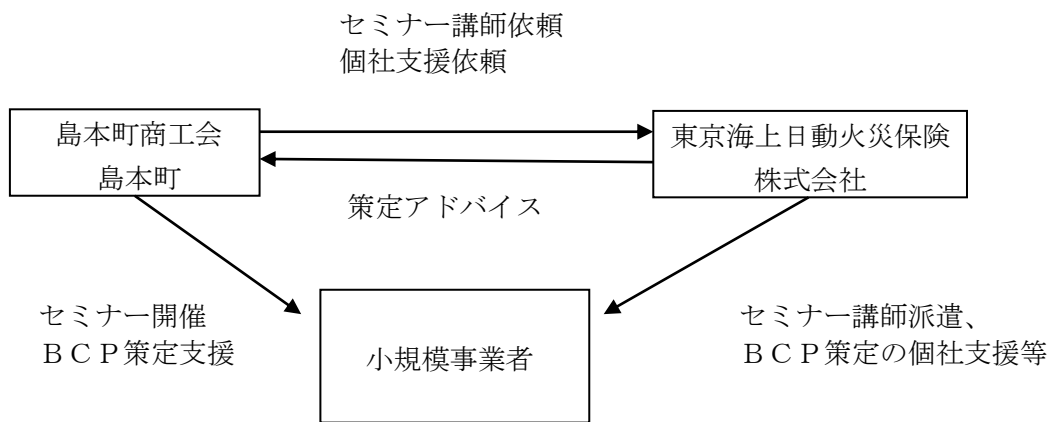
(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
<p>1. 東京海上日動火災保険株式会社 大阪北支店 枚方支社 支社長 井上 愛 〒573-0027 大阪府枚方市大垣内町2-8-17 TEL:072-843-7321 FAX:072-843-3122</p> <p>2. 大阪府商工会連合会 会長 早川 巖 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドームおおさか6階 TEL:06-6947-4340 FAX:06-6947-4343 Eメール:shokoren@osaka-sci.or.jp</p>
連携して実施する事業の内容
<p>1. セミナー・BCP ワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・BCP 策定の必要性について</li><li>・大阪府、島本町、を取巻く自然災害</li><li>・簡易版 BCP 策定支援と解説</li><li>・事業継続力強化計画に認定申請について</li><li>・ビジネス総合保険の解説</li></ul> <p>2. 大阪府商工会連合会の協力のもと、事業継続計画 (BCP) 策定の個別支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・【簡易版】事業継続計画 (BCP) 策定支援、大阪府簡易版 BCP 様式による策定支援</li><li>・地震の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応 (安全確認、安否確認、応急処置、救護、救助など) の確立に重点を置いた簡易版の BCP 策定を支援いたします。</li><li>・事業継続計画 (BCP) 策定支援 事業を取巻く脅威とその脅威が発生した時の影響を事前に分析し、緊急事態に対処するための組織体制 (情報収集、安否確認、応急処置、救護、救助など) の確立に重点を置いた BCP 策定を支援いたします。</li><li>・事業継続計画 (BCP) ブラッシュアップ支援 策定済の BCP をブラッシュアップ (内容の見直し、訓練の実施など) するための支援をする。</li><li>・新型コロナウイルス対応マニュアルの策定支援 予防対策・感染者対策・復旧対策に重点を置いたマニュアルを策定する。</li></ul>
連携して事業を実施する者の役割
<p>1. 商工会が主催するセミナー・BCPワークショップへの講師派遣 東京海上日動火災保険株式会社枚方支社は、数多くのセミナー開催の実績があり、連携することでBCPに関心のある小規模事業者へ策定の啓発、企業の財務面におけるリスク対策の強化を図ることが可能となる。</p> <p>2. 島本町商工会・島本町を通じた「事業継続計画 (BCP) 策定」相談者に対する専門家派遣 大阪府商工会連合会は事業継続計画 (BCP) 策定支援制度で島本町商工会と事業連携しており、BCP策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP策定支援メニューでは5つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。</p>

連携体制図等

①



②

